

京都市告示第606号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
川島経95号線	西京区川島野田町6番地の1地先から 同町7番地の3地先まで	旧	メートル 35.40	メートル 4.00 ~ 4.05
		新	35.40	4.00 ~ 6.01
川島経194号線	西京区川島調子町70番地の15地先から 同町70番地の10地先まで	旧	14.60	4.80
		新	14.60	5.04 ~ 6.01
川島緯168号線	西京区川島尻堀町53番地の1地先から 同町55番地の8地先まで	旧	33.80	8.00 ~ 10.30
		新	33.80	8.25 ~ 11.96
檜原39号線	西京区檜原久保町3番地の4地先内	旧	15.60	5.17 ~ 6.03
		新	15.60	6.00 ~ 8.30
深草緯156号線	伏見区深草大亀谷大山町50番地の13地先から 同町48番地の14地先まで	旧	72.20	5.25 ~ 5.45
		新	72.20	5.20 ~ 6.05

(建設局土木管理部道路明示課)